

気象警報発令時における保育実施について

①暴風警報、暴風雪警報の発令

②大雨特別警報 暴風特別警報の発令

③震度5以上の地震の発生

1.午前7時までに、「北大阪」または「箕面」に①②③の災害等が発生した時は、臨時休園とします。

■①②の警報が、正午までに解除され、保育が可能になった場合は、すみやかに保育を開始します。

*この場合、給食はありません。11時までに登園される場合は、お弁当をお持ちください。

*11時以降に登園される場合は、昼食を食べてからお越し下さい。

■①②の警報が、正午までに解除されない場合は、終日臨時休園とします。

■③により臨時休園とした場合、保育が可能になった時点でお知らせ配信させていただきます。

2.保育中に①②③の警報が発令した場合は、発令時点から臨時休園となります。

*すみやかにお迎えをお願いします。

*園から別の場所に避難する場合は、避難先を貼り紙等にてお知らせします。
避難先へお迎えをお願いします。

警報発令された場合は、メール配信をする予定ですが

保護者のみなさまも、責任を持って必ず確認していただきますようお願い致します。